

鎌倉宗教者会議定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、鎌倉宗教者会議と称し、英文では **Kamakura Religious Council** と表記する。

(事務所)

第2条 この団体は、主たる事務所を神奈川県鎌倉市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この団体は、鎌倉文化圏の宗教者団体として、信教の自由の尊重と擁護及び政教分離の原則にたち宗教的エネルギーを以って宗教的行事を推進することと地域の伝統・文化・芸術の振興を図り、豊かな宗教都市の実現を目指す。また、鎌倉市民を始めとする人々の平安を実現し、豊かな精神生活に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この団体は、前条の目的を達成するため、宗教者が協力し合い各種団体や行政関係と対話及び協調し、鎌倉の内外で次の事業を行う。

- (1) 宗教者による宗派、宗旨を超えた交流を推進すること。
- (2) 信仰をもとにした社会、環境、福祉等の各分野における諸課題に関する調査および研究を行い、宗教界の知識および経験を広く活用して宗教都市鎌倉の実現を働きかけること。
- (3) 会員間の連絡及び連携を推進すること。
- (4) 宗教界の実状及び意見等を内外に紹介し理解を促進すること。
- (5) 必要に応じて機関誌等の発行並びに広報活動をする事。
- (6) 各種セミナー、講演会および説明会等を開催すること。
- (7) 社会貢献に資する募金等の斡旋を行うこと。
- (8) その他この団体の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

第3章 会員

(団体の構成員)

第5条 この団体の会員は、普通会员、賛助会員及び特別会員で構成する。

(普通会员)

第6条 普通会员は、個人会員及び法人会員とする。

2. 個人会員は宗教事業を営む寺社・教会またはこれに準ずる団体に所属する者。
3. 法人会員は宗教法人格を有する寺社・教会団体及びこれらに準ずる機関とする。

(賛助会員)

第7条 賛助会員は当会の趣旨に賛同し、共に活動できる者。

(特別会員)

第8条 特別会員は、第6条第2項、第3項及び第7条のいずれにも該当しない団体及び機関またはその個人であって、会長が特に承認したものとする。

(入会)

第9条 この団体への入会を希望する者は、法人会員については、その職員数と代表者名を明らかにする等、理事会の定める手続きにより、入会を申請するものとし、理事会の定める手続きに基づき会長の承認を受けた場合には、この団体に入会することができるものとする。

2. 普通会員、賛助会員と特別会員は、入会と同時にその会員名1名を、理事会の定める書式に従い事務総長に届け出るものとする。
3. 会員代表者に変更があったときは、その都度新たな会員代表者を前項に準じて事務総長に届け出るものとする。

(会費等)

第10条 会員は、総会の定める基準により、会費を負担する義務を負う。

2. この団体は、理事会の決議により、特定の活動の経費に充当するための寄付金等を徴収することができる。

(退会)

第11条 会員は、理事会の定める手続きを完了させることにより、いつでも退会することができる。

2. 前項の規定により会員が会員資格を喪失した場合でも、当該年度に係る未納の会費は納付しなければならず、既納の寄付金および会費は返還されないものとする。

(除名)

第12条 会員が次のいずれかに該当するときは、議決権の3分の2以上に当る多数をもって、これを除名することが出来る。

- (1) この定款その他、総会ないし理事会の定める規則に違反したとき。
- (2) この団体の名誉を傷つけまたは目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2. 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員に対し、当該議案を諮るべき総会の一週間前までに通知する。

3. 第1項の規定により会員が除名された場合には、前条第2項の規定を準用する。

(会員資格の喪失)

第13条 会員は前2条の場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 10条第1項に定める会費の負担義務を2年に亘り履行しなかったとき。
- (2) 当該会員が破産その他の法的清算手続きを申し立てまたは申し立てられた場合、または廃業ないし解散したとき。

2. 前項の規定により会員が会員資格を喪失した場合には、11条第2項の規定を準用する。

第4章 総会

(構成)

第14条 総会は、普通会員をもって構成する。

(権限)

第15条 総会は次に掲げる事項について決議する。

- (1) 事業方針の承認
- (2) 収支予算書の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 理事、監査役の選任又は解任
- (5) 第24条に掲げる会長その他の役職者の選定又は解職
- (6) 会員の会費分担基準
- (7) 会員の除名
- (8) 解散および残余財産の処分
- (9) その他総会で決議するものとして定款で定められた事項

(開催)

第16条 総会は定時総会として毎事業年度末から3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に随時開催する。

(招集)

第17条 総会は、別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2. 普通会員の4分の1以上の署名により代表理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第18条 総会の議長は、代表理事又は代表理事が指名した者がこれにあたる。

(議決権)

第19条 総会における議決権は、普通会員各1個とする。

(書面等による議決権の行使)

第20条 総会に出席できない普通会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法により議決し又は議決権の行使を委任することができる。

2. 前項の規定により議決権を行使した会員は、総会に出席したものとみなす。

(決議)

第21条 総会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した会員の過半数を持って決すべきものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、3分の2以上に当る多数をもって行う。

- (1) 会員の除名

- (2) 監査役の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令等で定められた事項
3. 理事または監査役を選任する議案（以下、役員選任議案という）を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監査役の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。得票数同数の場合には、抽選にて決すべきものとする。
4. 前項の規定にかかわらず、前条に定める書面等の議決権行使の結果、総会開催前に、役員選任議案について過半数の賛成が得られており、かつ総会において、出席している議場の会員にこれを一括で決議することを諮り、異議がない場合には、役員選任議案を一括で決議することができる。

（議事録）

第22条 総会の議事については、議事録を作成する。

- 2. 議長及び出席理事1名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

（役員の設定）

第23条 この団体に、次の役員を置く。

- (1) 理事8名から20名以内（うち代表理事1名）
- (2) 監査役 3名

（役員を選任）

第24条 理事は、普通会员の中から総会の決議により、選任する。ただし、この団体の理事のうちに理事のいずれか1人につき、その者を含めその親族その他特殊関係がある者の合計数が、理事数の3分の1を超えてはならない。

- 2. 監査役は、総会の決議により、選任する。
- 3. この団体には次の役職者を置き、理事会の決議により、理事の中から選定及び解職する。
 - (1) 代表理事 兼 会長 1名
 - (2) 副会長 3名
 - (3) 事務総長 1名
 - (4) 専務理事 若干名
- 4. 役職者に欠員が生じた場合は、理事会の決議により、理事の中から欠員となった役職者の補欠を選定することができる。
- 5. 代表理事兼会長は、この団体を代表すべきものとし、副会長は代表理事兼会長を補佐すべきものとする。また、代表理事が職務を取ることが不能である場合には暫定的にその職務を行うべきものとし、専務理事は、代表権を有しないものの、この団体の業務を執行すべきものとする。

（理事の職務及び権限）

第25条 理事は、理事会を構成し、この定款で定めるところにより、理事会における職務を執行する。

2. 代表理事は、この定款で定めるところにより、この団体を代表し、その業務を執行する。
3. 事務総長及び専務理事をこの団体の業務を執行する理事とする。

(監査役の職務)

第26条 監査役は、理事の職務の執行を監査し、監査報告書を作成する。

2. 監査役は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この団体の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 役員任期は、3年とする。但し、再任を妨げない。

2. 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(役員解任)

第28条 役員は、総会の決議により、解任することができる。

(報酬等)

第29条 役員は無報酬とする。

第6章 理事会

(構成)

第30条 この団体に理事会を置く。

2. 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は次の職務を行う。

- (1) この団体の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 重要な財産の処分及び譲受けの決定
- (4) 多額借財の決定
- (5) 重要な使用人の選任及び解任の決定
- (6) この団体の業務の適正を確保するための体制の整備の決定
- (7) その他理事会で決議するものとして、この定款で定められた事項

(招集)

第32条 理事会は会長が招集し、議長となる。

2. 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集し、招集した副会長が議長となる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、

出席した当該理事の過半数をもって行う。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、議事録を作成する。

2. 出席した代表理事及び監査役は、前項の議事録に記名押印する。

(顧問の委嘱及び権限)

第35条 この団体に顧問を置くことができる。

2. 顧問は、高い識見を有する者のうちから、会長が委嘱する。

3. 顧問の任期は、選任後3年とし、通算5期15年を限度とする。

4. 顧問は、会長の諮問に応え又は会長に対して意見を述べることができる。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第36条 この団体の事業年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。

(収支予算)

第37条 この団体の収支予算書は、毎事業年度開始前に代表理事が作成し、総会の承認を受けなければならない。

2. 前項の規定に係わらず当該事業年度の開始日から定時総会開催日までの予算は理事会の議決により執行することができる。この期間の予算については、前項の収支予算書に含め、総会の承認を得る。

3. 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が修了するまでの間据え置く。

(事業報告及び決算)

第38条 この団体の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監査役の監査を受けたうえで、理事会の承認を経て、定時総会に報告しなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2. 前項の規定により報告され、承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くものとする。

(1) 監査報告

(2) 会計監査報告

(3) 理事及び監査役の名簿

(剰余金の分配)

第39条 この団体は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第40条 この定款は総会において、議決権の3分の2以上に当る多数をもって、これを変更することができる。

(解散)

第41条 この団体は、総会において、議決権の3分の2以上に当る多数による議決を得た場合、解散する。

(残余財産の処分)

第42条 この団体が解散する際に有する残余財産は、総会の決議を得た上で、公益社団法人および公益財団法人若しくは地方公共団体に寄付するものとする。

第9章 事務局

(事務局)

第43条 この団体の事務を処理するために事務局を設ける。

2. 事務局には事務局員を置く。
3. 事務局及び事務局員に関して必要な規則は、事務総長がこれを定める。

(事務総長及び専務理事の職務)

第44条 事務総長は、25条に同じくこの団体の常務処理の統括の任にあたるとともに、会長を補佐する。

2. 専務理事は、25条に同じくこの団体の常務を掌理する。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 この団体の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 補則

(補則)

第46条 この定款に定めるもののほか、この団体の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(設立時役員等)

第47条 当団体の設立時役員は次のとおりである。

以上

附則 会員資格については、理事会であらためて協議をする [平成25(2013)年6月28日]